

# 随意契約理由

令和7年(2025年)4月1日

契約担当課名	市民協働部 暮らし支援課
発注担当課名	市民協働部 暮らし支援課
契約名称	生活困窮者就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業 「居場所等生活再生支援」業務
契約内容	生活困窮者就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業 「居場所等生活再生支援」業務一式
契約締結日 及び契約期間	令和7年3月31日 令和7年4月1日から令和10年3月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	豊中市庄内西町3-11-5 特定非営利活動法人 ZUTTO
契約金額	28,499,988 円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当)</p> <p>本業務は、生活困窮者等のうち、ただちに就労に結びつきにくく、かつ社会との接点を持ちにくい就職困難者層の社会的居場所の開発をはじめ、個別の課題発見・整理、就労意欲・能力の向上を図り、その後の継続した就労支援へつなげることを目的として、平成23年度から実施している。</p> <p>円滑に事業を行うためには、生活困窮者等の日常の生活や現状を理解した上で、あらゆる阻害要因を受け止め、交流の場や各種プログラムを通じて、自尊意識や健康、社会との接点の回復などメンタル面での支援を、福祉事務所や暮らし支援課等の関係機関と連携を図りながら実施することが必要である。</p> <p>また、事業実施にあたっては、市内における拠点や地域や関係機関とのネットワーク、経験豊富な就労準備支援対象者の配置のほか、多様な課題を持つ参加者を対象とした生活自立支援、社会自立、就労自立に向けた支援の実施が必要となることから、事業受託者には、就労困難者の支援に対する基本的な考え方、具体的な支援方法や体制、ノウハウ等が不可欠となるが、これらは事業者の実績、専門性、体制、活動内容、創造力等により顕著な差異が認められ、価格のみによる競争入札には適さない。そのため、受託者選定においては、受託者の企画力、創造性、実績等を適切に審査して決定する公募型プロポーザルを実施し、</p>

優先交渉権者となったNPO法人ZUTTOと随意契約を行うものである。

また、本業務については、支援者と支援対象者の関係性や支援内容の継続性が重要であることから、3年間の長期継続計画を締結するものである